

損害賠償及び和解に関する件

令和4年（2022年）2月15日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市手稲区在住者

2 事故の概要

(1) 平成28年10月11日、札幌市立中学校において、相手方が、体育授業でのマット運動の練習中に、頭頂部からマットに落下した。

(2) これにより、相手方は、頸髄<sup>けい</sup>損傷、末梢神経障害等の傷害を負い、約3か月間入院し、及び約1年8か月間通院し、脊髄、脊柱等に神経障害等の後遺症を負った。

3 損害賠償の額

30,000,000円

(理 由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。